

「北九州市指定給水装置工事事業者」指定事項等の変更について

1 指定事項の変更について

事業所の名称、代表者及び所在地等に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第10）を提出してください。

【！注意！】法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）はできません。この場合は「廃止」→「新規」の手続きとなります（新規申請手数料がかかります）。ただし、有限から株式への組織変更は同一法人とみなし、名称変更のみとなります。個人の場合「氏名」の変更は個人事業者本人の氏名の変更です。

【提出書類】

	氏名又は名称		住所		代 表 者	役 員	事業所の名称、 所在地		備 考
	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人	法 人	法 人	個 人	
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	●	●	●	●	●	●	●	●	
定款(写し)	●		●		●				「この定款は、現在有効な定款の写しに相違ありません。」及び日付を記載し、社印を押印。
登記事項証明書(原本)	●		●		●	●			発行日から3か月以内のもの。
住民票(原本)		●		●					発行日から3か月以内のもの。
誓約書(様式第2)					●	●			

2 給水装置工事主任技術者選任・解任について

給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、当該事由が発生した日から14日以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を提出してください。

※選任する場合は、主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

3 提出方法

持参又は郵送

4 申請場所及びお問い合わせ先

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局 水道部 配水管理課 給水係（小倉北区役所庁舎西棟4階）

TEL：093-582-3066 FAX：093-583-3522